



こちら信州 ERI長野支店 【情報かわら版】 2025/3【Vol.30】



日本ERI株式会社 長野支店

〒380-0845
長野市西後町1597番地1 長野表参道ビル 7階
TEL026-238-2412 FAX026-232-2096



2025年4月1日 法改正に伴う手数料等の改定のお知らせ

2025年4月1日の建築基準法及び建築物省エネ法の改正に伴い、業務内容が大きく変化することから、建築業界のインフラ企業である弊社としては、法改正に確実に対応出来る体制を整備し、持続的な事業運営を行うため、2025年4月1日申請受付分から一部の業務手数料等を改定することになりました。今後も更なるお客様へのサービス価値向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
※下記の各業務名をクリックすると新手数料が表示されます。

確認検査

確認検査

フラット35

省エネ

省エネ適判

BELS

低炭素認定

性能向上認定

住宅性能

住宅性能評価・長期

住宅性能証明

住宅省エネルギー性能証明

確認検査手数料の主な変更改定 **What's New**

- ①電子申請の場合において、済証を紙で交付する場合 2,000円/件
- ②検査済証の交付がない既存建築物の審査 別途見積り
- ③木造で構造ソフト以外の仕様規定等による構造審査 別途見積り
- ④申請中の変更などにより再審査を必要とする場合 割増手数料
- ⑤軽微な変更に関する審査 提出回数に応じて算出



原則、電子データでの発行

確認申請手数料算出ツール



このツールでできること

・確認申請、中間検査、完了検査の各申請について、条件を入力することで手数料が計算され表示されます。

(一部、条件の入力や計算されない項目についてはお問い合わせください。)

・確認申請、中間検査、完了検査の各申請を入力することで全体の申請手数料が表示されます。
(計画変更申請は別ツールでの算定(準備中))

※右画像をクリックすることで手数料算定ツールの画面になります。

2025 年法改正施行前後の確認申請の引受について

① 3 月中に交付する建築物の申請について

申請の目安：2025 年 3 月 10 日までに引受が可能な物件（消防同意が必要な場合は 3 月 3 日）

※申請の目安が過ぎていますのでお急ぎの場合は事前にご連絡ください。

- ・ 消防同意や特定行政庁の敷地道路照会等が必要な場合は、各庁での同意や照会回答が集中することが想定されるため、期日中に交付することが困難となる場合がございます。
- ・ 確認申請の引受前に必要となる手続き（許認可や条例による審査）が、申請目安までに終了しない場合は交付することが困難となるため、各種手続きについては早めにご対応をお願いします。
- ・ 引受状況や引受時期、審査内容によっては、**ご希望日の交付が難しい場合がございます。**



② 新法対応建築物の事前申請の受付開始について

施行日前にお預かりすることは出来ませんが、引受は 4 月 1 日以降とさせていただきます。

- ・ 3 月中の交付を希望されている物件審査を優先することから、申請図書をお預かりしてもお待たせする場合がございます。

確認済証等の電子交付について

確認済証、中間検査合格証、検査済証、仮使用認定通知書（以下、確認済証等）については 2025 年 4 月 1 日より施行される建築基準法施行規則別記様式の改正（指定確認検査機関の押印廃止）により、電子交付が可能となりました。当社の取り扱いとは以下となります。

電子申請については、電子データによる確認済証等の交付を基本とします。

※電子申請システム plus よりダウンロードできます。

※改ざん防止措置としてパスワードによるセキュリティを行います。

※ご希望があれば書面による交付も可能です。（有償 2,000 円）

各申請時に備考欄に「書面交付を希望」の入力をお願いします。



新規申請	申請 一覧	最新の情報に更新	グループ管理
物件名 青野 太郎邸新築工事		お客様管理番号	
備考 書面交付を希望			

「書面交付を希望」と入力をお願いします。

書面申請については、書面による交付のみとなります。（有償 2,000 円）

※確認済証、中間検査合格証、検査済証については、改ざん防止措置として、コピーガード用紙（デザインを一部変更）を使用します。

施行日前後における規定の適用に関する留意事項



省エネ適判・構造関係規定等への適合確認取扱い

完了検査（計画変更）申請時に省エネ適判の図書・建築確認の構造等審査図書が必要となります。（木造建築物で300m²超は構造計算が必要）

事前審査依頼書

日本ERIでは事前審査依頼という形で審査を行う予定です。

詳細に関しましては4月1日以降にホームページにて公開いたしますのでご確認くださいようお願い申し上げます。尚、省エネ適判及び構造関係規定等への適合が確認できない場合は検査の引受ができない場合がございます。余裕を持ったご提出、ご相談をお願いいたします。

※ご注意ください。

一敷地に複数の建築物を建築する場合、それらのいずれかの建築物について、施行日以前に着工している場合、その他の建築物についての取扱い

- ・構造関係規定は改正前の基準が適用されます。
- ・省エネ適判は棟ごとの判断となるため審査が必要となります。

なお、新たに付属棟を計画する場合や、一連の工事と認められないような中断期間が生じた場合は新基準の適用となります。（国土交通省 質疑応答集2-1.Q50）

着工日は完了検査申請書第三面6.工事着手年月日にて確認します。

複数棟ある場合は初めに着工した建築物の年月日を記入ください。棟ごとの記入は必要ありません。

（国土交通省 質疑応答集1-2.Q30）

※着工とは、杭打ち工事、地盤改良工事、山留め工事又は根切り工事に係る工事（国土交通省 質疑応答集1-2.Q29）

法改正資料（画像をクリックいただくことで該当ページが表示されます）



国土交通省
質疑応答集



確認申請・
審査マニュアル



確認申請・
審査マニュアル
※経過措置版



壁量等の基準
設計支援ツール



仕様表



確認申請・
審査マニュアル



壁量等の基準
設計支援ツール



仕様表



エリちゃんとゼッチぼうやとエコぼうや

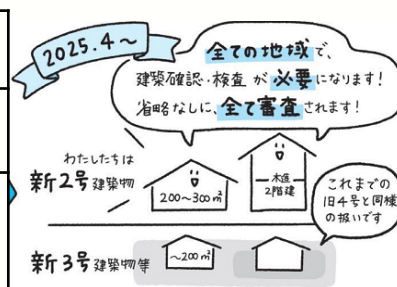


申請図書としてご利用される場合は最新版の使用をお願いいたします。

法第6条が変わります！

新
新

1号	法別表1(い)欄	200m ² 超
2号	①階数2以上 ②200m ² 超	
3号	上記以外	都市計画区域・ 準都市計画区域・ 準景観区域等



建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直し

	現行法 4号	改正後	
		新2号	新3号
敷地関係規定	○	○	○
構造関係規定	×	○	×
防火避難規定	×	○	×
設備その他 単体規定	△	○	△
集団規定	○	○	○
省エネ基準	—	○	×

○: 審査する
△: 一部審査する
×: 審査しない

改正後の新2号建築物に該当する2階建ての木造一戸建て住宅の新築等については、法第7条の6に基づき検査済証の交付を受けた後でなければ、使用できなくなります

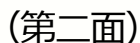


構造計算が必要な木造建築物の規模変更

		高さ16m以下	高さ16m超60m以下
1階	300m ² 以下	仕様規定	許容応力度等計算 保有水平耐力計算
	300m ² 超	許容応力度計算	
2階	300m ² 以下	仕様規定	
	300m ² 超	許容応力度計算	
3階		許容応力度計算	
4階～		許容応力度等計算 保有水平耐力計算	

300m²超木造建築物
許容応力度計算
が必要となります。





☐提出済 ()
☐未提出 () } ①
☐提出不要 () ②



記入例) 【19.備考】省エネ基準適合：第2号

①「提出済」または「未提出」		カッコ内への記入内容
1) 省エネ適合性判定通知書を活用する場合	→	(判定機関名・所在地)
②「提出不要」欄		カッコ内への記入内容
1) 設計住宅評価を受けている場合 ※長期優良一体申請含む	→	「第2号」or「住宅性能評価」
2) 長期使用構造等の確認を受けている場合		「第3号」or「長期使用構造等の確認」
3) 長期優良住宅の認定を受けている場合	→	「第3号」or「長期優良住宅」
4) 仕様基準の場合	→	「第1号イ」or「仕様基準」
5) 誘導基準の場合	→	「第1号ロ」or「誘導基準」

②「提出不要」を選択した場合の補足

1) 設計住宅性能評価を活用する場合	→	通称:「コース1」 確認申請書時未交付の状態である場合は、「 宣言書 」の提出が必要となります。 ※設計評価書等が交付済の場合は、宣言書は不要です。
2) 長期仕様構造等の確認を活用する場合		
3) 長期優良住宅の認定を活用する場合		
4) 仕様基準の場合	→	「宣言書」の提出は 不要 です。
5) 誘導仕様基準の場合		

[illegible]

※宣言書とは

省エネ基準への適合を「コース1」にて確認する場合に、確認申請時に提出が必要となる書式です。

※すでに評価書等が交付済の場合は提出不要です。

「宣言書」を提出したものの、宣言した交付を受けることができないと
 わかった場合は、省エネ適合性判定申請に切り替える事をあらかじめ宣言
 するものです。

その際は、本宣言書を取り下げるものとし、ERIIにて破棄します。

(画像をクリックいただくことでダウンロードページへ)

(第三面)

木造軸組構法の場合

【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】

【イ. 適用の有無】 ☒ 有 ☐ 無

【ロ. 適用があるときは、その区分】

☒ 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項☐ その他

令第43条(壁量)又は
令第46条(柱の小径)の
いずれかのための運用は
不可

枠組壁構法の場合

【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】

【イ. 適用の有無】 ☒ 有 ☐ 無

【ロ. 適用があるときは、その区分】

☐ 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項☒ その他

その他の経過措置を適用
する場合は、該当告示を
記載

【19. その他必要な事項】

平成13年国土交通省告示第1540号及び第1541（枠組壁工法）の経過措置の適用あり

※申請棟数が2以上ある場合は代表棟を記入し棟ごとの適用の可否を第四面【19. 備考】それぞれ記入ください。
記入例)

【19. 備考】 令第43条第1項及び第46条第4項等の経過措置：有、平13国告第1540号及び1541号の適用

(第四面)

ルート2（許容応力度等計算）の場合

【11. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は同法第18条第5項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】

☒ 有 ☐ 無

【ロ. 適用があるときは、特例の区分】

☒ 建築基準法第6条の3第1項第1号に掲げる確認審査又は同法第18条第5項第1号に掲げる審査☐ 建築基準法第6条の3第1項第2号に掲げる確認審査又は同法第18条第5項第2号に掲げる審査

小規模伝統的木造建築物の場合

【11. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は同法第18条第5項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】

☒ 有 ☐ 無

【ロ. 適用があるときは、特例の区分】

☐ 建築基準法第6条の3第1項第1号に掲げる確認審査又は同法第18条第5項第1号に掲げる審査☒ 建築基準法第6条の3第1項第2号に掲げる確認審査又は同法第18条第5項第2号に掲げる審査

(構造設計を行った構造設計一級建築士又は構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士)

(1) 氏名 ○○ ○○

(2) 資格 構造設計一級建築士交付第 ○○○○号

※小規模伝統的木造建築物の場合のみ設計者氏名と資格を追記。

確認申請書の様式は最新書式のご利用をお願いいたします。



申請書
ダウンロード

画像をクリックいただくことで
ダウンロードページへ

在来軸組構法の計算による壁量基準の適用除外（告示1100号第2～第4）

- ▶地階を除く階数3以下
- ▶各階・各方向に生ずる水平力に対する壁・筋かいが負担する水平力の割合が**0.8以上**
- ▶**7倍相当**の許容せん断耐力を超える壁を**使用していない** ※ $7 \times 1.96 = 13.72 \text{ kN/m}$
- ▶**CLTパネル**工法を用いた建築物・CLTを耐力壁とした建築物でない
- ▶**昭62建告第1899号**に規定する**構造計算**によって安全性を確認
 - ▶一号：令第82条各号
 - ▶二号：層間変形角 $\leq 1/200$ (1/120)
 - ※ $Co \geq 0.3$ として許容応力度計算した場合は適用除外（耐震等級3相当）
 - ※主要構造部が耐火・準耐火構造、延焼防止建築物・準延焼防止建築物の場合は層間変形角 $\leq 1/150$
 - ▶三号：偏心率 $\leq 15/100$
 - ※15/100を超える場合はねじれ補正係数を乗じて許容応力度計算、偏心率 $\leq 30/100$
 - ▶四号：壁量充足率比6/10以上又は剛性率6/10以上
 - ※階数3、高さ13m超～16m以下の場合のみ



検査済証のない建築物についての取扱いが変わります！

令和7年4月1日をもって「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」は**廃止**。

「**既存建築物の現況調査ガイドライン**」の運用が開始されます。

※詳しくは既存建築物の現況調査ガイドライン、解説集をご確認ください。（クリックすることでご覧になれます）

[ガイドライン](#)
[解説集](#)

みなさまの声をお聞かせください！



お客様です！

日本ERIをご利用いただき誠にありがとうございます。

お客様により良いサービスをご提供できるよう、『お客様アンケート』を実施させていただいております。是非、お客様のお声をお聞かせください。

ご回答いただいた情報は、日本ERIの業務改善の参考に利用させていただきます。

それ以外の目的では利用いたしません。

※ZEHくんをクリックいただくことでお客様アンケートフォームへつながります。



◇編集後記

今回の「情報かわら版」【Vol.30】はいかがでしたでしょうか。

法改正や新制度の開始。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

さて、3月半ばとなりましたが、新生活に向けて準備をすすめている方も多いのではないのでしょうか。

我が家でも、来年の小学校入学に向けてランドセルの購入準備を始めております。

年々早まる「ラン活」には驚きますが、娘がどんな色のランドセルを選ぶのか

今から楽しみです。（はやし）

